

財務諸表の注記 (平成 25 年度)

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 NPO 法人会計基準協議会)によっています。同基準では、特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

- (1) 経常費用のうち、事業費と管理費の按分、非営利事業費と課税事業の按分
「2.事業費の内訳」に記載しています。

2. 事業費の内訳

- (1) 按分の内訳 (会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、事務用品費、地代家賃、租税公課、支払手数料)

- ① 経常費用合計を管理費と事業費に按分
② 事業費を非営利事業費と課税事業費に按分

①：事業費と管理費の按分は、従事割合にて、90.55 : 9.45

平日通常勤務時間(一日 10 時間のうちの 1 時間を管理業務として算出。)

休日の勤務は非営利事業に限られるため管理費には算入せず。

(2 年間の全勤務時間 : 5,780 時間 管理業務時間 : 546 時間)

②：非営利事業と課税事業の按分は、収入按分 93.94 : 6.06

(直近 2 年間の総収入 31,980,543 円、課税事業費収益 1,937,808 円として算出)

◆印：事業運営費、諸謝金、売上原価(仕入)、印刷製本費、保険料、研修費は目的が明確なため按分せず

※印：旅費交通費、地代家賃、租税公課、雑費に関する注釈

「旅費交通費」は、社員通勤分を事業費と管理費で按分、その後非営利事業と課税事業に収入按分。

「地代家賃」は、事業費と管理費を従事割合で按分したのち、商品保管場所分を課税事業、事務所分を非営利事業として面積で按分

(事務所 28 m² : 商品保管場所等 2 m²、92.86 : 7.14)

「租税公課」は、目的が明確なものは非営利事業費に算入、それ以外の金額を①.②の順で按分

「雑費」は管理目的での費用がないため、個別に振り分け(按分はせず)